

# 新庁舎への移転と展示室の開設について

幕張地区に分散している企業局本局を集約した新しい企業局庁舎が県庁の近接地にオープンします。

## ○新庁舎での業務開始日

- ・5月18日(月) 土地管理部
- ・5月25日(月) 管理部、水道部、用水供給部、工業用水部

## ○アクセス

場所・交通 千葉市中央区中央4-13-23  
 (JR本千葉駅から徒歩8分、京成電鉄千葉中央駅から徒歩8分、  
 千葉都市モノレール県庁前駅から徒歩3分)

## ○企業局各課配置

階数	入居所属名等
7階	土地事業調整課、資産管理課、土地分譲課
6階	業務振興課、用水供給管理課、用水供給施設課、 工業用水管理課、施設設備課
5階	総務企画課、財務課、経理課
4階	計画課、建設課、浄水課、給水課
1階	展示室



## ○新庁舎の特徴

- ①災害に強い構造と機能を備えた庁舎  
 高度な耐震性能を持つ中間層免震構造を採用、浸水に備え重要設備を2階以上に設置
- ②環境負荷の低減や周辺環境に配慮した庁舎  
 ZEB Orientedの認証取得、木材の積極的な利用や緑化の推進(屋上緑化・壁面緑化)

## ○1階には新たに展示室がオープンします!!

令和8年6月1日(月)開設  
 企業局が千葉県の発展を支えながら歩んできた軌跡と、現在、そして未来へと続く企業局と私たちの生活との関わりを、映像・パネル・実物展示などで紹介します。ぜひお越しください!



## ○問合せ先

- 新庁舎に関すること  
 企業局管理部財務課 ☎043-211-8568
- 展示室(1階)に関すること  
 企業局管理部業務振興課 ☎043-211-8800



## 群馬銀行・東日本銀行の窓口収納取扱い終了のお知らせ

群馬銀行及び東日本銀行の窓口での納入通知書による支払いの取扱いは、令和8年3月末で終了しました。  
 なお、口座振替による水道料金の支払いは引き続きご利用いただけます。

## 水道の使用開始・中止のお申込み、その他水道に関するお問い合わせ

# 県水お客様センター

日曜日・祝日及び年末年始を除く

ナビダイヤルをご利用になれない方 ☎0570-001-245 ☎043-310-0321

FAX専用 ☎043-272-3333 ※通話・FAX送信等にかかる費用はお客様のご負担となります。

電話受付時間 月～金曜日 8:45から18:00まで 土曜日 8:45から17:00まで

生活保護世帯や障害者世帯等のうち、免除要件に該当する世帯の方に対しては、お申出により料金の一部を免除する制度があります。  
 詳しくはホームページ(<https://www.pref.chiba.lg.jp/suidou/gyoumu/ryoukin/menjo.html>)をご覧ください。

支払相談 給水装置に関するご相談 水道管の埋設状況 については管轄の水道事務所・支所にお問い合わせください

## 千葉県企業局の水道事務所・支所一覧

千葉水道事務所	☎043-264-1114	千葉市中央区南町1-4-7
└ 千葉西支所	☎043-278-4144	千葉市美浜区真砂5-20
└ 市原支所	☎0436-41-1362	市原市五所1445-4
船橋水道事務所	☎047-433-2514	船橋市高瀬町62-12
└ 船橋北支所	☎047-465-9133	船橋市高根台1-5-1
└ 千葉ニュータウン支所	☎0476-46-3514	印西市高花2-1-4
└ 成田支所	☎0476-27-2232	成田市加良部3-2
市川水道事務所	☎047-378-1517	市川市南八幡1-10-15
└ 松戸支所	☎047-368-6143	松戸市小根本7
└ 葛南支所	☎047-357-1197	市川市新井3-15-10

## 夜間・休日のお問い合わせはお近くの水道センターへ

※フルタイムお客様サポートサービス業務委託の受託者

委託会社	連絡先
(株)千葉水道センター	043-241-6091
(株)船橋水道センター	047-447-7300
(株)市川水道センター	047-332-8852
(株)松戸水道センター	047-367-3937
(株)市原水道センター	0436-21-7041
(株)北総水道センター	0476-98-3000

区分	夜間・休日の受付時間	
	月～金	土・日・祝
水道の使用開始 中止のお申込み	17:00から 22:00まで	9:00から 22:00まで
給水装置(宅地内の給水管 や蛇口等)の修繕受付	9:00から 22:00まで	9:00から 22:00まで
漏水事故の通報 その他のサービス	17:00から 翌朝9:00まで	9:00から 翌朝9:00まで

給水区域は、千葉県北西部などの11市(千葉市、船橋市、松戸市、習志野市、市原市、成田市、印西市、白井市の一部と市川市、浦安市、鎌ケ谷市の全域)です。  
 ※令和4(2022)年9月1日号時点から変更ありません。

各水道事務所・支所及び各水道センターの管轄区域は右記二次元コードからご確認ください。

水道事務所・支所



水道センター



切り取ってご使用ください



千葉県営水道では、お客様専用WEBページ『マイポータル』を今年1月に新たに導入するなど、ICT等を活用してお客様サービスの改善を進めるとともに、事業のペーパーレス化に取り組んでいるところです。

このたび、マイポータルの導入によりお客様に直接情報をお届けできるようになったことなどから、本号をもちまして「県水だより」の発行を終了いたします。

今後はマイポータルのお知らせ機能のほか、県ホームページ、公式SNS等のWEB媒体をこれまで以上に活用するとともに、インターネットの利用が難しいお客様のために紙媒体での情報提供も随時行うことで、お客様に寄り添った広報事業を行ってまいります。

長らくご愛読をいただきまして、誠にありがとうございました。

